



③ 基本計画

基本目標 1 地域を想う人と支えあうつながりづくり

取組方向(1) 福祉教育と心のバリアフリーの推進

- 広報・啓発の推進
- 人権意識の啓発と男女共同参画の推進
- 人権意識の啓発と男女共同参画の推進
- 家庭教育の推進

取組方向(2) 地域福祉に関わる人づくりの推進

- ボランティアの育成
- ボランティア活動等の支援
- 地域福祉リーダーの発掘・育成

取組方向(3) 地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進

- 社会福祉協議会との連携強化
- 民生委員・児童委員との連携強化
- コミュニティ活動の推進
- 子育て団体活動等への支援
- 福祉団体間のネットワーク化
- 相互交流・ネットワーク化への支援
- 地域福祉の拠点施設の確保
- 地域活動の場の提供
- 施設の管理・有効活用

取組方向(4) 地域の見守り・支え合い・交流活動の推進

- ゲートキーパーの養成
- 自主的な健康づくりの推進
- スポーツ・レクリエーション活動の推進
- 地域・世代間交流の促進
- 子育てネットワークづくりの推進



基本目標 2 包括的な支援体制づくり

取組方向(1) 相談支援体制と地域包括ケアの充実

- 母子に関する相談の充実
- 家庭児童相談室の充実
- 思春期相談の充実
- 介護に関する相談の充実
- 障害に関する相談の充実
- 地域包括支援体制の整備
- 地域ケアシステム推進事業の展開
- 子育て支援センターの充実

取組方向(2) 保健福祉サービスの適切な利用と情報提供の推進

- 親子の健康確保
- 健康づくりに関する知識の普及
- 健康づくり体制の強化
- 望ましい食習慣づくり
- 福祉サービス情報提供の充実
- 健康や医療体制についての情報提供
- 応急手当の普及啓発
- 緊急時対応の推進
- 保健・福祉と連携した医療の推進
- 難病患者への支援
- 地域包括支援体制の整備
- サービス利用計画作成の推進
- 児童の支援ネットワークの構築

取組方向(3) 福祉サービス提供基盤の充実と福祉人材の確保

- 保育サービスの充実
- 高齢者の生活支援の充実
- 障害福祉サービスの充実
- 放課後児童クラブの充実
- 福祉人材の確保

取組方向(4) 権利擁護支援の推進

- 権利擁護支援の推進
- 成年後見制度利用促進に向けた取組

取組方向(5) 生活困窮者支援と孤立防止の推進

- 生活困窮者支援の推進
- 虐待防止の推進
- 相談窓口の周知と連携強化
- ひきこもり支援事業の推進



基本目標 3 安全・安心に暮らせる環境づくり

取組方向(1) 人にやさしい生活環境の向上

- 公共交通機関の充実
- 移動に関する支援の充実
- 生活道路の整備
- 安心できる住環境づくり
- 公共施設・建築物等のバリアフリー化
- 公園や広場の整備
- 環境美化の推進

取組方向(2) 就労・社会参加の促進

- 仕事と子育ての両立支援
- 高齢者の就労機会の拡大
- 高齢者の活動参加の向上
- 障害者の雇用対策の強化
- 障害者の活動への支援

取組方向(3) 防犯・防災対策の推進

- 防災体制づくりの推進
- 防災情報体制の整備
- 防災意識の高揚
- 要配慮者等の把握の推進
- 地域防犯体制の充実
- 防犯・安全のための環境整備
- 交通安全対策の充実
- 子どもの安全確保
- 青少年の健全育成



第④期 かすみがうら市 地域福祉計画

令和5年度～令和9年度

概要版



令和5年3月
かすみがうら市

① かすみがうら市地域福祉計画の概要

(1) 計画策定の背景

制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現が重要となっています。

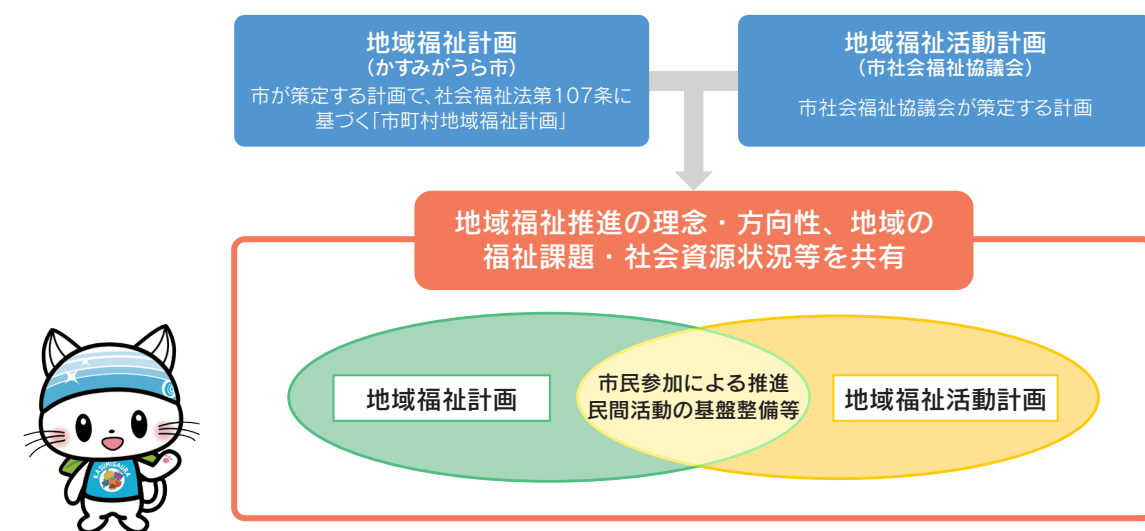
本市では、今後も地域で安心して暮らしていけるように、「地域共生社会」の実現を目指し、各種福祉サービスの充実を図るとともに、地域における身近な生活課題に対応できる「地域の福祉力」を地域で育てていくための指針として、「かすみがうら市地域福祉計画」を策定し、市民、関係機関・団体、行政が連携・協働して本市の地域福祉を推進することとします。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条の規定に基づき策定する法定計画であり、かすみがうら市総合計画の部門別計画に位置付けられ、本市の地域福祉の向上と市民参加の促進のために、本市の推進すべき施策の方向を明らかにするものです。

本計画は、高齢者、障害者、子どもなどの福祉に関連する他の分野別計画の上位計画として、本市の福祉施策の基本的な方向性を示すとともに、市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画との連携を図りつつ、本市における総合的な地域福祉を推進するものです。

計画期間は、令和5年度から令和9年度までの5か年とします。



(3) 基本理念

市民がお互いに個性や多様性を認めあい、地域共生社会の実現を目指して、共に取り組んでいきます。

基本理念

互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり

② 施策の全体像

基本理念

互いを思いやり安心して住み続けられる共生のまちづくり

基本目標

基本目標 1

地域を想う人と支えあうつながりづくり

福祉に関する広報・啓発活動や福祉教育の推進により、市民の意識高揚を図るとともに、ボランティア活動への支援、福祉に関する人材の育成などで地域福祉への市民参加を促し、多様な主体の連携による地域福祉の推進を図ります。公民館、あじさい館、地域福祉センターやまゆり館等の活動の場の提供と適切な維持・管理に努めるとともに、市内で活動している各種団体間の連絡調整・ネットワーク化を図るなど、さらなる地域福祉の展開に向けた活動支援に努めます。

取組方向(主な施策)

- (1)福祉教育と心のバリアフリーの推進
- (2)地域福祉に関わる人づくりの推進
- (3)地域福祉を支える多様な主体との協働による地域福祉の推進
- (4)地域の見守り・支え合い・交流活動の推進



基本目標 2

包括的な支援体制づくり

地域福祉を支える基盤として、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を維持できるよう保健・医療・福祉サービスの充実が求められています。保健・医療・福祉の連携強化により、市民が必要なサービスを利用して地域で自立した暮らしを継続できるよう、高齢や障害、子育て家庭などで支援が必要な人や世帯の相談支援体制の充実を図り、包括的な支援体制の構築を図ります。また、福祉サービスを必要とする誰もが、必要な時に適切な情報を入手できるよう、情報提供の充実に努めます。

- (1)相談支援体制と地域包括ケアの充実
- (2)保健福祉サービスの適切な利用と情報提供の推進
- (3)福祉サービス提供基盤の充実と福祉人材の確保
- (4)権利擁護支援の推進
- (5)生活困窮者支援と孤立防止の推進



基本目標 3

安全・安心に暮らせる環境づくり

子育て家庭に対する仕事と子育ての両立支援、高齢者や障害者の就労機会の拡大及び活動参加への支援に努めます。また、バリアフリー化などによる生活環境の整備と移動に関する支援の充実や、防犯・防災体制の強化により、住みよい安全なまちづくりを目指します。

- (1)人にやさしい生活環境の向上
- (2)就労・社会参加の促進
- (3)防犯・防災対策の推進

